

資料 2

令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（いじめの状況等詳細版）

1 いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

(1) いじめを認知した学校数 ※（ ）内は前年度

319校 (315) [小 181 (180) 中 87 (86) 高 40 (39) 特 11 (10)]

(2) 警察に相談・通報した件数 ※（ ）内は前年度

件数 75件 (32) [小 16 (3) 中 30 (17) 高 23 (11) 特 6 (1)]

(3) いじめの現在の状況

	解消しているもの (日常的に観察継続中)	解消に向けて取組中		その他	計
		いじめを認知してから 3か月以上経過 しているもの	いじめを認知してから 3か月 経過していないもの		
小学校	1,631	116	433	1	2,181
中学校	999	95	249	2	1,345
高等学校	159	44	37	15	255
特別支援学校	57	7	31	2	97
計	2,846	262	750	20	3,878

(4) いじめの認知件数の学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	特	合計
R4	246	271	347	337	410	343	456	333	181	103	63	33	29	3,152
R5	247	349	351	373	391	318	680	314	190	131	75	51	57	3,527
R6	235	337	388	430	449	342	700	444	201	126	83	46	97	3,878

(5) いじめの発見のきっかけ

	学校の教職員等が発見した。(1143件)							学校の教職員以外からの情報により発見した。(2,384件)							合計
	学級担任 が発見した。	学級担任 以外の教 職員が発 見した(養 護教諭、カ ウンセラー 等の相談員 を除く。)	養護教諭 が発見し た。	スクール カウンセ ラー等の 相談員が 発見した。	アンケー ト調査な ど学校の 取組によ り発見し た。	本人から の訴え	当該児童 生徒(本 人)の保 護者から の訴え	児童生徒 (本人を 除く。) からの情 報	保護者 (本人の 保護者を 除く。) からの情 報	地域の住 民からの 情報	学校以外 の関係機 関(相談 機関を含 む。)か らの情報	その他 (匿名に よる投書 など)			
R5	小	371	125	13	3	15	713	525	198	37	15	12	2	2,029	
	中	209	206	36	2	42	365	179	109	19	7	10	0	1,184	
	高	5	6	2	2	84	98	22	26	10	0	0	2	257	
	特	9	10	0	0	3	26	4	3	0	0	1	1	57	
	計	594	347	51	7	144	1,202	730	336	66	22	23	5	3,527	
R6	学校の教職員等が発見した。(1172件)							学校の教職員以外からの情報により発見した。(2,706件)							
	小	365	170	14	4	23	723	588	225	46	6	16	1	2,181	
	中	169	232	29	1	50	520	205	105	18	6	3	7	1,345	
	高	14	6	1	0	54	107	28	23	20	0	1	1	255	
	特	9	19	0	0	12	40	10	4	2	0	1	0	97	
計	557	427	44	5	139	1,390	831	357	86	12	21	9	3,878		

(6) いじめられた児童生徒の相談の状況（複数回答）

	学級担任に相談した。	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	養護教諭に相談した。	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	保護者や家族等に相談した。	友人に相談した。	その他の人（地域の人など）に相談した。	誰にも相談していない。	合計	
R5	小	1,520	183	118	32	11	695	72	12	125	2,768
	中	863	272	118	27	10	331	126	5	117	1,869
	高	178	99	33	14	3	67	53	1	27	475
	特	37	11	4	2	1	12	1	0	7	75
	計	2,598	565	273	75	25	1,105	252	18	276	5,187
R6	小	1,700	255	121	41	12	797	89	24	97	3,136
	中	939	273	69	23	4	348	81	3	85	1,825
	高	160	61	28	8	11	80	49	0	36	433
	特	69	26	1	1	0	8	1	1	0	107
	計	2,868	615	219	73	27	1,233	220	28	218	5,501

(7) いじめの態様（複数回答）

	冷やかしや脅し文句、からかい、悪言を言われる。	仲間はずれ、無視をされる。集団による。	軽ふくぶつかられたり、蹴られたり、遊ばせられたり、遊ばせられたり、遊ばせられたり、遊ばせられたり。	ひどくぶつかられたり、蹴られたり、蹴られたり、蹴られたり。	金品をたかられる。	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり。	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、脅されたり、脅されたり。	で、パソコンや携帯電話等を盗まれる。	その他	合計	
R5	小	882	162	670	172	25	165	370	73	111	2,630
	中	597	85	183	149	8	56	229	151	39	1,497
	高	143	40	20	13	7	8	17	34	34	316
	特	31	7	12	7	0	2	7	10	2	78
	計	1,653	294	885	341	40	231	623	268	186	4,521
R6	小	977	156	674	199	12	169	475	63	24	2,749
	中	619	55	310	126	20	76	262	156	37	1,661
	高	162	38	13	14	4	8	19	48	17	323
	特	52	5	30	5	1	3	12	18	9	135
	計	1,810	254	1,027	344	37	256	768	285	87	4,868

(8) いじめの対応状況

① いじめた児童生徒への特別な対応（複数回答）

		た。スクラ 談員がカ カウンス セラリン グを行っ た。	校長、教 頭が指導 した。	別室で授 業等を行 った。	年度途中 に学級替 えをした。	退学・転学		停学	出席停止	・自宅学 習 ・自宅謹 慎	訓告	保護者へ の報告	いじめら れた児童 生徒やそ の保護者 に対する 謝罪の指 導	関係機関等との連携							合計
						懲戒処分 としての 退学	その他							①の警察 等との連 携	②の児童 相談所等 の福祉機 関	③の首長 部局等（ ④を除く） との連携	⑤病院等 の医療機 関等との 連携	⑥その他 の専門的 な関係機 関等との 連携	⑦地域の 人材や団 体等との 連携		
R5	小	40	366	16	0	0	0	-	0	-	0	1,926	1,638	14	23		10	18	10	4,061	
	中	14	14	6	0	0	0	-	0	-	0	1,102	897	15	13		7	7	2	2,077	
	高	12	16	2	0	0	0	31	-	0	8	139	56	6	0		2	3	0	275	
	特	9	2	2	0	0	0	3	-	0	3	47	24	3	1		0	0	0	94	
	計	75	398	26	0	0	0	34	0	0	11	3,214	2,615	38	37	0	19	28	12	6,507	
R6	小	71	251	23	0	0	1	-	0	-	0	1,902	1,687	14	22	0	18	11	12	4,012	
	中	17	36	7	0	0	0	-	0	-	0	1,261	1,042	37	12	0	9	10	0	2,431	
	高	12	23	1	0	0	1	27	-	0	10	156	55	22	2	0	5	2	0	316	
	特	4	1	18	0	0	0	2	-	1	2	89	20	5	1	0	0	1	0	144	
	計	104	311	49	0	0	2	29	0	1	12	3,408	2,804	78	37	0	32	24	12	6,903	

② いじめられた児童生徒への特別な対応（複数回答）

		① グ統ラ 的スク 的等 のカ カウ ンセ リン グを 行っ た。	② 保した した。 心身 の安 全を 確	③ 職員 が提 供し た。	④ 別室 の授 業等 を行 った。	⑤ 緊急 避難 とし て欠 席	⑥ 施設 が家 庭訪 問を 実施 した。	⑦ 学級 担任 や他 の教 職	⑧ を年 度中 に学 級替 え	⑨ 携て 当該 いじ めら れた 児童 生徒 と連 携し た。	⑩ 機関 と連 携し て対 応し た。	⑪ も機 関と 連携 して 対応 した。 （サ ポート チー ムな どを 含む。）	⑫ 関係機関等との連携					合計		
													⑫の警察 等との連 携	⑬の児童 相談所等 の福祉機 関	⑭の首長 部局等（ ⑮を除く） との連携	⑯病院等 の医療機 関等との 連携	⑰その他 の専門的 な関係機 関等との 連携		⑱地域の 人材や団 体等との 連携	
R5	小	47	46	2	128	0	99	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	339
	中	35	47	4	84	0	53	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	229
	高	34	6	1	16	0	31	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	91
	特	9	4	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	計	125	103	7	228	0	183	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
R6	小	72	73	4	83	0	162	8	12	0	5	6	7	432						
	中	46	62	0	93	0	195	20	25	0	3	6	0	450						
	高	36	15	1	9	0	21	3	8	0	3	4	0	100						
	特	4	4	0	1	0	1	0	2	0	0	1	0	13						
	計	158	154	5	186	0	379	31	47	0	11	17	7	995						

(9) いじめ防止対策推進法について（※令和7年3月31日時点の状況）

① いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

- ・ 島根県は策定済
- ・ 島根県19市町村の状況（単位：市町村）
策定済（19） 策定に向けて検討中（0） 策定するかどうかを検討中（0）
策定しない（0）

② いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数

- ・ 島根県は条例により設置済
- ・ 島根県19市町村の状況（単位：市町村）
条例による設置（18）
条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置（1）
設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（0）
設置しない（0）

③ いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数

〈島根県〉

ア 教育委員会の附属機関

島根県は条例により設置済

イ 地方公共団体の長の附属機関（法第30条第2項の附属機関）

島根県は条例により設置済

ウ 地方公共団体の長の附属機関（法第31条第2項の附属機関）

島根県は条例により設置済

〈島根県19市町村の状況（単位：市町村）〉

ア 教育委員会の附属機関

設置済（19） 設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（0）
設置しない（0）

イ 地方公共団体の長の附属機関

設置済（19） 設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（0）
設置しない（0）